

**「岩手発・超人スポーツプロジェクト2022」  
推進事業業務委託**

**業務仕様書**

**令和4年4月**

**岩 手 県**

この業務仕様書は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「「岩手発・超人スポーツプロジェクト2022」推進事業業務」（以下「本業務」という。）において、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様等を明らかにするものである。

## 1 委託業務内容等

### (1) 目的

スポーツとテクノロジー、文化を融合した「岩手発・超人スポーツ」を推進することにより、岩手の地から年齢や身体能力、障がいの有無等に関わらず、誰もが生き生きとスポーツに取り組む地域社会のモデルを新しい文化として提示するとともに、テクノロジーや文化・スポーツの振興、福祉の向上などに地方から貢献する。

### (2) 本業務で対象とする「超人スポーツ」

一般社団法人超人スポーツ協会が提唱する「身体とテクノロジーの融合により誰もが身体的制約・空間的制約を超えて楽しむことができる『人機一体』の新たなスポーツ」をいう。

### (3) 本業務の概要

- ア これまで岩手発・超人スポーツプロジェクトで開発した超人スポーツ競技の普及・発展に向けたワークショップの開催・運営
- イ 超人スポーツ競技の認知度向上・普及に向けたオープンセミナーの開催

### (4) 本業務の具体的内容

- ア これまで岩手発・超人スポーツプロジェクトで開発した超人スポーツ競技の普及・発展に向けたワークショップの開催・運営（年3回 県内で行われるスポーツイベント内で体験型ワークショップを開催）
  - (ア) ワークショップ等の開催にあたり、適切な運営スタッフを確保するとともに、ファシリテーターに専門的知識を有する人材を登用すること。登用にあたっては、あらかじめ県と協議すること。
  - (イ) ワークショップ等の会場は、県と協議すること。
  - (ウ) これまでの岩手発・超人スポーツプロジェクトで開発した超人スポーツ競技の普及・発展を目的とした競技のブラッシュアップ等に要する経費として、11万円を上限として支援すること。なお、支援対象経費は、下記のとおりとする。

区 分	要件等
<p>1 支援対象経費</p> <p>競技のブラッシュアップ等に要する経費のうち、実績報告時に請求書、領収書、支出伺い、振替伝票等により、日付、支払者、内容(明細)、金額等が確認できるものを支援対象経費とする。</p>	<p>(1) 旅費 直接必要な旅費及び宿泊費</p> <p>(2) 需用費 直接必要な消耗品費、燃料費、用紙代及び印刷製本費等</p> <p>(3) 役務費 直接必要な通信運搬費、保険料、振込手数料、記録費等</p> <p>(4) 使用料 直接必要な会場借上料、車両借上料、備品等借上料、著作権料等</p> <p>(5) 岩手発・超人スポーツプロジェクトの普及・発展に必要な刊行物等製作費</p> <p>(6) その他、県と協議の上、必要と認められた経費</p>
<p>2 支援対象経費として認められない経費</p>	<p>(1) 令和4年度と異なる会計年度に属する経費</p> <p>(2) 備品の購入費</p> <p>(3) レセプション・パーティに係る経費、打ち上げ費、手土産代、その他の飲食関係費(ケータリングを含む。)</p> <p>(4) その他、支援対象として適当でないと県が判断したもの。</p>

(エ) 開催について事前の周知を目的とし、広報に努めること。

(オ) 会場等を手配すること。

イ 超人スポーツ競技の認知度向上・普及に向けたオープンセミナーの開催

(ア) 開催にあたり、適切な運営スタッフを確保するとともに、講師等に専門的知識を有する人材を登用すること。登用に当たっては、あらかじめ県と協議すること。

(イ) 開催について事前の周知を目的とし、広報に努めること。

(ウ) 会場等を手配すること。

ウ 超人スポーツに関することの連絡・調整

県内の超人スポーツに関する事柄について、一般社団法人超人スポーツ協会や県内の関係機関・団体との密接な連絡・調整のもと本業務を行うこと。

## エ その他付帯業務

### (ア) 宣伝・広報

多くの参加を募集するため、事前に周知する等、県内における超人スポーツの広報に努めること。（依頼により岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課を通じて県公式ホームページ等を通じての周知は可能）

### (イ) 啓発・普及

事業の趣旨に理解を得られた報道機関、教育機関、企業等に、人員、物資、資金、場所等の協力を求めることを妨げないこと。

## 2 委託期間

令和4年7月1日（金）から令和5年3月22日（水）まで

## 3 成果品

成果品について、次のとおり作成し県に提出すること。

### (1) 内容

業務完了報告書 一式

ア 本仕様書の内容に従い事業を実施し完了したことを、次の内容を含めて作成すること。

イ 本業務の実施概要を撮影したカラー写真を掲載すること。

ウ カラー印刷の元データを、USBメモリにより提出すること。

### (2) 納入場所

岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁12階

電話：019-629-6794

### (3) その他

ア 受託者がデジタル化し、県に納入した成果品に係る一切の権利（翻案権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条）及び二次的著作物利用権（同法第28条）を含む。）は、県に帰属するものとする。

イ 映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理を済ませたうえで成果品を納入すること。これらに関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応するものとし、県は責任を負わないこと。

## 4 契約に関する条件等

### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは運営等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、アに該当しない限りにおいて本業務の一部を第三者に委託することができる。その際、事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する監理方法等、必要事項を報告しなければならない。

### (2) 再委託の相手方

受託者は、(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

### **(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求**

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、ア又はイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

### **(4) 権利の帰属等**

ア 本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって、受託者から県に移転するものとする。なお、受託者が上記成果物等を超人スポーツの広報や研究等に利用することを妨げないこと。おあって、当該権利の帰属等について疑義が生じた場合は、県と受託者で協議し、定めるものとする。

イ アにかかわらず、競技考案チームが作成した文章、スケッチ、図、3Dデータ、CGデータ、写真、音声、動画、ソフトウェア、プロトタイプングしたハードウェアその他の一切の成果物に関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利も含む。）その他の一切の権利は、作成した競技考案チーム自身に帰属する。

### **(5) 機密の保持**

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。原則、契約終了後も同様とするが、受託者の申し出により、当該機密情報の保持を解除することがある。

### **(6) 個人情報の保護**

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

### **(7) 感染症等に対する対策について**

受託者は、本業務を履行する場合、感染症等の感染拡大防止のための一般的な対策（マスク着用、手指の消毒、参加者同士の距離を保つ 等）を講じなければならない。